

住居確保給付金（転居費用補助分）について

住居確保給付金（転居費用補助）は、収入の著しい減少により、住居喪失又はそのおそれがある方等に対して、家計改善に繋がる転居に係る費用を補助することにより、効果的な自立の促進を目指すものです。

【支給対象者】

以下の全てに該当する生活困窮者

- 1 世帯員の死亡、離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
- 2 申請日の属する月において、世帯収入が著しく減少した月から2年以内であること。
- 3 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- 4 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること。
- 5 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること。

※ 収入要件及び資産要件の具体的な額については、下段を参照してください。

- 6 本市が実施する家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のイ）又はロ）に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

イ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。

ロ）転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により、家計全体の支出の削減が見込まれること。

※ イ）ロ）いずれの場合も、申請者が持ち家の場合や住居を持たない場合、その居住の維持又は確保に要する費用の月額と転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃で考える。

- 7 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- 8 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

【支給対象経費】

- 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）

※ 敷金や契約時に払う家賃（前家賃）は、除く。

- 転居先への家財の運搬費用
- ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む。）
- 鍵交換費用

【支給額】

次の金額のうち、低い金額

- 実際に転居に要した経費のうち、支給対象経費の合計金額
- 上記の世帯人数ごとの「家賃額（上限）」に3を乗じた金額

【支給方法】

原則、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に、住居確保給付金を直接振り込みます。

【申請から支給までの流れ】

- 1 （申請者） 電話又は窓口にて、相談
- 2 （市） 家計改善に係る相談支援
- 3 （申請者） 転居先の住居の確保、申請書の提出
- 4 （市） 審査・決定
- 5 （申請者） 請求書・委任状の提出
- 6 （市） 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に住居確保給付金の支給
- 7 （申請者） 住居確保報告書、領収書等の提出

【収入要件】（単位：万円）

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	収入基準額
1人	8.9	3.4	12.3
2人	13.1	4.1	17.2
3人	15.7	4.4	20.1
4人	19.4	4.4	23.8
5人	23.2	4.4	27.6

【資産要件】（単位：万円）

世帯人数	基準額	基準額×6	資産要件
1人	8.9	53.4	53.4
2人	13.1	78.6	78.6
3人	15.7	94.2	94.2
4人以上	19.4	116.4	100

【問合せ先】和歌山市 生活支援第2課内 自立相談支援窓口（073-435-1077（直通））